

新年 おめでとうございます



平成27年度税制大綱が閣議決定されました。大綱による消費税へのリバースチャージ方式の導入と、納税環境整備の一環としての財産債務調書について、概略を説明させていただきます。なお、税制大綱は政府案であり、確定したものではないことを申し添えます。

楽曲などのダウンロード代の消費税の差が無くなる！

電子書籍・音楽をA社からダウンロードすると、1000円だが、B社からダウンロードすると、消費税8%が上乘せされた1080円だということが起きています。この事象は、役務の提供場所が海外なのか、国内なのかということに起因しています。電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等に見直すこととしています。この改正は、平成27年10月1日から適用する予定です。これに伴い、役務の提供を受ける者が事業者である場合、消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者へ転換する(リバースチャージ方式)ことができます。この場合、国外事業者は、役務の提供に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示することになります。国外事業者から提供を受けた消費者向け電気通信役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税の仕入税額控除制度の適用を、当分の間、認めないこととしています。ただし、国外事業者が登録国外事業者(日本国内において税務代理人を指定する等により)である場合には、仕入税額控除制度の適用が認められることとなります。

海外ミュージシャンは日本の消費税を支払っている？

海外から来日する芸能人・プロスポーツ選手は従来から、免税事業者でない限り、日本において消費税の納税義務があります。役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者へ納税義務が転換(リバースチャージ方式の導入)されます。平成28年4月1日以後の役務提供について適用されます。

財産債務明細書が財産債務調書に変わる！

「その年分の所得金額が2千万円超」(所得要件)である者は、財産債務明細書が要求されています。所得要件に加え、「その年分の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(出国税)の対象資産が1億円以上である」者は財産債務調書(明細書から調書に変更)の提出が要求される(平成28年1月1日以後提出分)こととなります。出国税は、平成27年7月以後に国外転出する場合には、一定の要件を満たした場合に、保有する有価証券等を譲渡等したものと所得金額を計算する特例を適用するものです。国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。また、虚偽記載等に懲役刑等の罰則を適用する措置が講じられる予定です。